

一般ガス供給約款 新旧対照表

新	旧	備考
<p>13. 検 針</p> <p>ガスの検針は、原則として当社（導管部門）が行います。</p> <p>— 検針の手順 —</p> <p>（1）～（2）【省略】</p> <p>— 検針の省略 —</p> <p>（3）～（4）【省略】</p> <p>（5）当社は、（2）③の供給停止に伴う検針日から（2）④の供給再開に伴う検針日までの期間が6日（18（3）に規定する休日を除きます。）以下の場合は、行った検針のいずれも行わなかったものとする場合があります。</p> <p>（6）【省略】</p>	<p>13. 検 針</p> <p>ガスの検針は、原則として当社（導管部門）が行います。</p> <p>— 検針の手順 —</p> <p>（1）～（2）【省略】</p> <p>— 検針の省略 —</p> <p>（3）～（4）【省略】</p> <p>（5）当社は、（2）③本文の供給停止に伴う検針日から（2）④の供給再開に伴う検針日までの期間が6日（18（3）に規定する休日を除きます。）以下の場合は、行った検針のいずれも行わなかったものとする場合があります。</p> <p>（6）【省略】</p>	訂正
<p>19. 料金の算定および申し受け</p> <p>— 料金の種類 —</p> <p>（1）【省略】</p> <p>— 早收料金 —</p> <p>（2）～（3）【省略】</p> <p>— 早收料金の算定方法 —</p> <p>（4）【省略】</p> <p>— 料金算定期間および日割計算 —</p> <p>（5）【省略】</p> <p>（6）当社は、次の各号に掲げる事由に該当する場合には、その料金算定期間の早收料金を日割計算により算定いたします。ただし、当社および当社（導管部門）の都合で料金算定期間の日数が36日以上となった場合を除きます。</p> <p>① 定例検針日の翌日から次の定例検針日までの期間が24日以下また</p>	<p>19. 料金の算定および申し受け</p> <p>— 料金の種類 —</p> <p>（1）【省略】</p> <p>— 早收料金 —</p> <p>（2）～（3）【省略】</p> <p>— 早收料金の算定方法 —</p> <p>（4）【省略】</p> <p>— 料金算定期間および日割計算 —</p> <p>（5）【省略】</p> <p>（6）当社は、次の各号に掲げる事由に該当する場合には、その料金算定期間の早收料金を日割計算により算定いたします。ただし、当社および当社（導管部門）の都合で料金算定期間の日数が36日以上となった場合を除きます。</p> <p>① 定例検針日の翌日から次の定例検針日までの期間が24日以下また</p>	

一般ガス供給約款 新旧対照表

新	旧	備考
<p>は36日以上となった場合</p> <p>② 8なお書、8①ただし書および8②の場合で、料金算定期間が29日以下または36日以上となった場合</p> <p>③ <u>10(1)または(3)</u>の規定により解約等を行った場合で、料金算定期間が29日以下または36日以上となった場合</p> <p><u>④ 10(2)の規定により定例検針日に解約等を行った場合で、料金算定期間が24日以下または36日以上となった場合</u></p> <p><u>⑤ 10(2)の規定により定例検針日以外の日に解約等を行った場合で、料金算定期間が29日以下または36日以上となった場合</u></p> <p>⑥ 32(1)の規定によりガスの供給を停止した場合で、料金算定期間が29日以下または36日以上となった場合(13(5)により、供給停止に伴う検針と供給再開に伴う検針を行わなかったものとした場合を除きます。)</p> <p>⑦ 33の規定によりガスの供給を再開した場合で、料金算定期間が29日以下または36日以上となった場合(13(5)により、供給停止に伴う検針と供給再開に伴う検針を行わなかったものとした場合を除きます。)</p> <p>⑧ 31の規定によりガスの供給を中止またはお客さまに使用を中止していただいた日の翌日までにガスの供給を再開しなかった場合。ただし、その料金算定期間を通じてガスを全く使用できなかった場合には、料金はいただきません。</p> <p>(7) 当社は、(6) <u>①から⑦</u>までの規定に基づき早収料金の日割計算をする場合は、別表第5によります。</p> <p>(8) 当社は、(6) <u>⑧</u>の規定に基づき早収料金の日割計算をする場合は、別表第6によります。</p> <p>— 遅収料金 —</p>	<p>は36日以上となった場合</p> <p>② 8なお書、8①ただし書および8②の場合で、料金算定期間が29日以下または36日以上となった場合</p> <p>③ <u>10(1)から(3)</u>の規定により解約等を行った場合で、料金算定期間が29日以下または36日以上となった場合</p> <p>④ 32(1)の規定によりガスの供給を停止した場合で、料金算定期間が29日以下または36日以上となった場合(13(5)により、供給停止に伴う検針と供給再開に伴う検針を行わなかったものとした場合を除きます。)</p> <p>⑤ 33の規定によりガスの供給を再開した場合で、料金算定期間が29日以下または36日以上となった場合(13(5)により、供給停止に伴う検針と供給再開に伴う検針を行わなかったものとした場合を除きます。)</p> <p>⑥ 31の規定によりガスの供給を中止またはお客さまに使用を中止していただいた日の翌日までにガスの供給を再開しなかった場合。ただし、その料金算定期間を通じてガスを全く使用できなかった場合には、料金はいただきません。</p> <p>(7) 当社は、(6) <u>①から⑤</u>までの規定に基づき早収料金の日割計算をする場合は、別表第5によります。</p> <p>(8) 当社は、(6) <u>⑥</u>の規定に基づき早収料金の日割計算をする場合は、別表第6によります。</p> <p>— 遅収料金 —</p>	<p></p> <p>変更</p> <p>追加</p> <p>追加</p> <p>変更</p> <p>変更</p> <p>変更</p> <p>変更</p> <p>変更</p>

一般ガス供給約款 新旧対照表

新	旧	備考
<p>(9)【省略】 — 端数処理 —</p> <p>(10)【省略】 — 適用料金の事前のお知らせ —</p> <p>(11)【省略】</p>	<p>(9)【省略】 — 端数処理 —</p> <p>(10)【省略】 — 適用料金の事前のお知らせ —</p> <p>(11)【省略】</p>	
<p>4 2. 裁判管轄</p> <p>この供給約款に関連してお客さまと当社の間には生じる一切の紛争は、<u>訴額に応じて東京地方裁判所または被告の住所地を管轄する簡易裁判所</u>を第一審の専属的管轄裁判所といたします。</p>	<p>4 2. 裁判管轄</p> <p>この供給約款に関連してお客さまと当社の間には生じる一切の紛争は、<u>東京地方裁判所</u>を第一審の専属的管轄裁判所といたします。</p>	変更
<p>付 則</p> <p>1. この供給約款の実施期日 この供給約款は、<u>令和元年10月1日</u>から実施いたします。</p> <p>2. この供給約款の実施に伴う切り替え措置 <u>当社は、令和元年9月30日以前から継続して供給し、令和元年10月1日から令和元年10月31日までに支払義務が初めて発生するものについては、この供給約款の変更前の一般ガス供給約款に基づき料金を算定するものといたします。</u></p> <p>3. この供給約款の揭示 当社は、この供給約款を、事業所等のほか、当社ホームページにおいて揭示いたします。この供給約款を変更する場合も同様とし、変更実施日の10日前までに、この供給約款を変更する旨、変更後の一般ガス供給約款</p>	<p>付 則</p> <p>1. この供給約款の実施期日 この供給約款は、<u>平成29年4月1日</u>から実施いたします。</p> <p>2. この供給約款の揭示 当社は、この供給約款を、事業所等のほか、当社ホームページにおいて揭示いたします。この供給約款を変更する場合も同様とし、変更実施日の10日前までに、この供給約款を変更する旨、変更後の一般ガス供給約款</p>	変更 追加 変更

一般ガス供給約款 新旧対照表

新	旧	備考																
<p>の内容およびその効力発生時期を周知いたします。</p>	<p>の内容およびその効力発生時期を周知いたします。</p>																	
<p>(別表第4) 適用する料金表</p> <p>1～2【省略】</p> <p>3. 料金表A (消費税等相当額を含みます。)</p> <p>(1) 基本料金</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 70%;">1か月およびガスメーター1個につき</td> <td style="text-align: right;"><u>759.00円</u></td> </tr> </table> <p>(2) 基準単位料金</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 70%;">1立方メートルにつき</td> <td style="text-align: right;"><u>143.80円</u></td> </tr> </table> <p>(3) 調整単位料金 (2)の基準単位料金をもとに20の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金といたします。</p> <p>4. 料金表B (消費税等相当額を含みます。)</p> <p>(1) 基本料金</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 70%;">1か月およびガスメーター1個につき</td> <td style="text-align: right;"><u>1,086.19円</u></td> </tr> </table> <p>(2) 基準単位料金</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 70%;">1立方メートルにつき</td> <td style="text-align: right;"><u>130.71円</u></td> </tr> </table> <p>(3) 調整単位料金 (2)の基準単位料金をもとに20の規定により算定した1立方メー</p>	1か月およびガスメーター1個につき	<u>759.00円</u>	1立方メートルにつき	<u>143.80円</u>	1か月およびガスメーター1個につき	<u>1,086.19円</u>	1立方メートルにつき	<u>130.71円</u>	<p>(別表第4) 適用する料金表</p> <p>1～2【省略】</p> <p>3. 料金表A (消費税等相当額を含みます。)</p> <p>(1) 基本料金</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 70%;">1か月およびガスメーター1個につき</td> <td style="text-align: right;"><u>745.20円</u></td> </tr> </table> <p>(2) 基準単位料金</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 70%;">1立方メートルにつき</td> <td style="text-align: right;"><u>141.19円</u></td> </tr> </table> <p>(3) 調整単位料金 (2)の基準単位料金をもとに20の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金といたします。</p> <p>4. 料金表B (消費税等相当額を含みます。)</p> <p>(1) 基本料金</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 70%;">1か月およびガスメーター1個につき</td> <td style="text-align: right;"><u>1,066.45円</u></td> </tr> </table> <p>(2) 基準単位料金</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 70%;">1立方メートルにつき</td> <td style="text-align: right;"><u>128.34円</u></td> </tr> </table> <p>(3) 調整単位料金 (2)の基準単位料金をもとに20の規定により算定した1立方メー</p>	1か月およびガスメーター1個につき	<u>745.20円</u>	1立方メートルにつき	<u>141.19円</u>	1か月およびガスメーター1個につき	<u>1,066.45円</u>	1立方メートルにつき	<u>128.34円</u>	<p>変更</p> <p>変更</p> <p>変更</p> <p>変更</p> <p>変更</p>
1か月およびガスメーター1個につき	<u>759.00円</u>																	
1立方メートルにつき	<u>143.80円</u>																	
1か月およびガスメーター1個につき	<u>1,086.19円</u>																	
1立方メートルにつき	<u>130.71円</u>																	
1か月およびガスメーター1個につき	<u>745.20円</u>																	
1立方メートルにつき	<u>141.19円</u>																	
1か月およびガスメーター1個につき	<u>1,066.45円</u>																	
1立方メートルにつき	<u>128.34円</u>																	

一般ガス供給約款 新旧対照表

新	旧	備考																
<p>トル当たりの単位料金といたします。</p> <p>5. 料金表C (消費税等相当額を含みます。)</p> <p>(1) 基本料金</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 70%;">1 か月およびガスメーター1 個につき</td> <td style="text-align: right;"><u>1, 243. 83円</u></td> </tr> </table> <p>(2) 基準単位料金</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 70%;">1 立方メートルにつき</td> <td style="text-align: right;"><u>128. 66円</u></td> </tr> </table> <p>(3) 調整単位料金 (2) の基準単位料金をもとに20の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金といたします。</p> <p>6. 料金表D (消費税等相当額を含みます。)</p> <p>(1) 基本料金</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 70%;">1 か月およびガスメーター1 個につき</td> <td style="text-align: right;"><u>3, 115. 03円</u></td> </tr> </table> <p>(2) 基準単位料金</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 70%;">1 立方メートルにつき</td> <td style="text-align: right;"><u>119. 02円</u></td> </tr> </table> <p>(3) 調整単位料金 (2) の基準単位料金をもとに20の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金といたします。</p>	1 か月およびガスメーター1 個につき	<u>1, 243. 83円</u>	1 立方メートルにつき	<u>128. 66円</u>	1 か月およびガスメーター1 個につき	<u>3, 115. 03円</u>	1 立方メートルにつき	<u>119. 02円</u>	<p>トル当たりの単位料金といたします。</p> <p>5. 料金表C (消費税等相当額を含みます。)</p> <p>(1) 基本料金</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 70%;">1 か月およびガスメーター1 個につき</td> <td style="text-align: right;"><u>1, 221. 22円</u></td> </tr> </table> <p>(2) 基準単位料金</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 70%;">1 立方メートルにつき</td> <td style="text-align: right;"><u>126. 33円</u></td> </tr> </table> <p>(3) 調整単位料金 (2) の基準単位料金をもとに20の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金といたします。</p> <p>6. 料金表D (消費税等相当額を含みます。)</p> <p>(1) 基本料金</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 70%;">1 か月およびガスメーター1 個につき</td> <td style="text-align: right;"><u>3, 058. 40円</u></td> </tr> </table> <p>(2) 基準単位料金</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 70%;">1 立方メートルにつき</td> <td style="text-align: right;"><u>116. 86円</u></td> </tr> </table> <p>(3) 調整単位料金 (2) の基準単位料金をもとに20の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金といたします。</p>	1 か月およびガスメーター1 個につき	<u>1, 221. 22円</u>	1 立方メートルにつき	<u>126. 33円</u>	1 か月およびガスメーター1 個につき	<u>3, 058. 40円</u>	1 立方メートルにつき	<u>116. 86円</u>	<p>変更</p> <p>変更</p> <p>変更</p> <p>変更</p>
1 か月およびガスメーター1 個につき	<u>1, 243. 83円</u>																	
1 立方メートルにつき	<u>128. 66円</u>																	
1 か月およびガスメーター1 個につき	<u>3, 115. 03円</u>																	
1 立方メートルにつき	<u>119. 02円</u>																	
1 か月およびガスメーター1 個につき	<u>1, 221. 22円</u>																	
1 立方メートルにつき	<u>126. 33円</u>																	
1 か月およびガスメーター1 個につき	<u>3, 058. 40円</u>																	
1 立方メートルにつき	<u>116. 86円</u>																	